

1. 件名:「日本原子力研究開発機構原子力科学研究所の使用変更許可申請に係る面談」

2. 日時:令和元年12月2日(月)13:30~14:30

3. 場所:原子力規制庁10階北検査グループ会議室

4. 出席者

原子力規制庁原子力規制部門研究炉等審査部門

菅原企画調査官、本多安全審査官

日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 施設安全課 マネージャー 他2名

5. 要旨

(1)日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、原子力科学研究所の核燃料物質使用変更許可申請のうち、第4研究棟に係る変更内容について、主に以下の説明を受けた。

- 追加する設備、機器で核燃料物質を使用する際は、予めフード内で核燃料物質を容器に封入し、その状態で使用するか、フード内で核燃料物質を固型化し飛散しない形状とした上で測定等を行うことから、いずれの方法においても閉じ込め機能は維持される。
- 使用を終了した鉛セルの解体作業における安全確保対策として、汚染拡大防止のための局所排気装置付きのグリーンハウスを設置して作業を行い、解体作業で発生した固体廃棄物は、原子力科学研究所の放射性廃棄物処理場に引き渡す。
- 本日説明した事項については、補正申請することで作業を進めている。

(2)原子力規制庁からは、速やかに補正申請を提出できるよう計画的に作業を進めるよう伝えた。

(3)原子力機構からは、可能な限り速やか補正申請するとの回答があった。

6. 配布資料

- 第4研究棟核燃料物質の使用に係る変更許可申請の補正申請について